

介護予防支援の手続等の変更イメージ

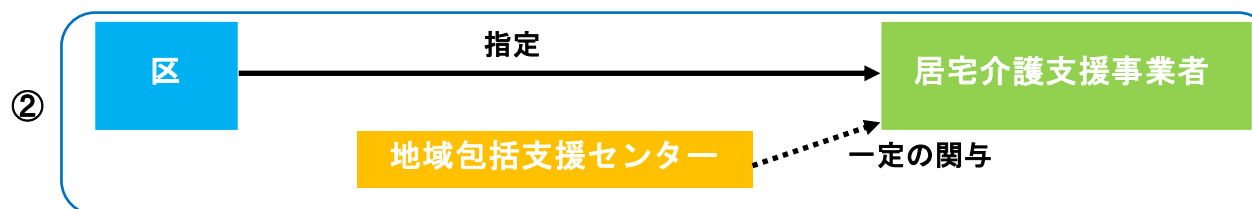
1 変更前

基本は、地域包括支援センターで作成（現在、4割程度を居宅介護支援事業者に委託）



2 変更後（令和6年4月以降）

上記①の方法**または**つぎの②の方法により居宅介護支援事業者が区から指定を受けて直接介護予防ケアプランの作成が可能（①と②の仕組みが併存するということ）



※改正の趣旨 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの業務が増大していることを踏まえ、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、センターが地域の高齢者の支援をより適切に行う体制の整備を図るため、とされている。